

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月27日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第9号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を
改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年北上地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第5条 条例第8条第1項及び同条第2項の規定で定めるものは、職員の配偶者で請求に係る子の親であるものであつて、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>（育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第6条 職員は、<u>深夜勤務及び時間外勤務制限請求書</u>により、深夜における勤務及び正規の勤務時間外における勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「<u>深夜勤務及び時間外勤務制限期間</u>」という。）について、その初日（以下「<u>深夜勤務及び時間外勤務制限開始日</u>」という。）及び末日（以下「<u>深夜勤務及び時間外勤務制限終了日</u>」という。）とする日を明らかにして、<u>深夜勤務及び時間外勤務制限開始日</u>の1月前までに条例第8条第1項及び同条第2項の規定による請求を行うものとする。</p>	<p>（育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第5条 条例第8条第1項の規定で定めるものは、職員の配偶者で請求に係る子の親であるものであつて、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>（育児を行う職員の深夜勤務又は時間外勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第6条 職員は、<u>深夜勤務又は時間外勤務制限請求書</u>により、深夜における勤務又は正規の勤務時間外における勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「<u>深夜勤務又は時間外勤務制限期間</u>」という。）について、その初日（以下「<u>深夜勤務又は時間外勤務制限開始日</u>」という。）及び末日（以下「<u>深夜勤務又は時間外勤務制限終了日</u>」という。）とする日を明らかにして、<u>深夜勤務又は時間外勤務制限開始日</u>の1月前までに条例第8条第1項、<u>第2項又は第3項</u>の規定による請求を行うものとする。<u>この場合において、条例第8条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにするものとする。</u></p>

2 条例第8条第1項及び同条第2項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、公務の正常な運営の妨げの有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなつた場合にあつては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第8条第1項及び同条第2項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第7条 条例第8条第1項及び同条第2項の規定による請求がされた後深夜勤務及び時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 職員の配偶者で請求に係る子の親である者が、第5条各号のいずれにも該当することとなつた場合

2 深夜勤務及び時間外勤務制限開始日以後深夜勤務及び時間外勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第8条第1項及び同条第2項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務及び時間外勤務制限期間の末日とする請求があつたものとみなす。

2 条例第8条第1項、第2項又は第3項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、公務の正常な運営の妨げの有無等について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の正常な運営を妨げる日等があることが明らかとなつた場合にあつては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第8条第1項、第2項又は第3項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第7条 条例第8条第1項、第2項又は第3項の規定による請求がされた後深夜勤務又は時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 前各号に掲げる場合のほか、条例第8条第1項、第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 深夜勤務又は時間外勤務制限開始日以後深夜勤務又は時間外勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第8条第1項、第2項又は第3項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務又は時間外勤務制限期間の末日とする請求があつたものとみなす。

3・4 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等)

第8条 前2条の規定は、条例第8条第3項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第6条中「第8条第1項及び同条第2項」とあるのは「第8条第3項において準用する条例第8条第1項及び同条第2項」と、第7条第1項中「第8条第1項及び同条第2項」とあるのは「第8条第3項において準用する条例第8条第1項及び同条第2項」と、「次の各号」とあるのは「次の第1号、第2号、第3号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「第8条第1項及び同条第2項」とあるのは「第8条第3項において準用する条例第8条第1項及び同条第2項」と読み替えるものとする。

3・4 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等)

第8条 前2条の規定は、条例第8条第4項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第6条中「第8条第1項、第2項又は第3項」とあるのは「第8条第4項において準用する条例第8条第1項、第2項又は第3項」と、「行うものとする。この場合において、条例第8条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにするものとする。」とあるのは「行うものとする。」と、第7条第1項中「第8条第1項、第2項又は第3項」とあるのは「第8条第4項において準用する条例第8条第1項、第2項又は第3項」と、「次の各号」とあるのは「次の第1号、第2号、第3号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「第8条第1項、第2項又は第3項」とあるのは「第8条第4項において準用する条例第8条第1項、第2項又は第3項」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。